
PCB特措法改正に向けた検討状況（低濃度）

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

取りまとめられた方針と検討状況①



PCB委員会とりまとめ (令和7年3月)

廃棄物処理制度小委員会 意見具申案

検討状況

使用中の低濃度PCB機器への対応
(次頁つづく)

○処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB使用製品及び同疑似製品について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び処分を確実に実施するため、所有者に対する同製品の管理の強化、さらに廃止後の廃棄までのトレーサビリティ確保のためPCB特措法を見直して、以下の仕組みの導入を検討する。

➤ 処理期限後の不適正処理防止のため、**使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑似製品に関する届出を義務付ける制度を導入**するとともに、使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑似製品の不適切な管理を防止するため**管理基準の設定及び基準を遵守させる仕組みの導入**

➤ 使用中の低濃度PCB含有製品及び同疑似製品について使用を止めて廃棄物として廃棄しようとする際に適正処理を確保するため、**自治体に廃棄の届出をした後一定期間内に安全かつ確実に処理することを義務付ける**とともに、**処理後に自治体への報告の義務化**
(つづく)

○**低濃度PCB廃棄物の保管事業者及びその処分を行う者に加え、低濃度PCB使用製品の所有事業者に対して、低濃度PCB使用製品の管理や廃棄の見込み等の状況について、都道府県知事への届出を義務付ける**べきである。なお、高濃度PCB使用製品の一部については電気事業法に基づく対応がとられてきたことを踏まえ、低濃度PCB使用製品の同様な対応も検討すべきである。

○PCBの使用が明らかでない製品について、製造年代等からPCBの使用が疑われる範囲の特定を進めるとともに、所有事業者に対する当該PCB使用疑似製品の管理や廃棄の見込み等の状況把握の方策について検討すべきである。
(つづく)

○使用中の低濃度PCB使用製品の届け出の義務化を検討

○届け出においてDXツールの活用を検討

○届け出られた製品については、新たに政令で定める管理基準に従った適正な管理の義務化を検討

○低濃度PCB含有の疑いがある製品についてはPCB濃度分析実績や知見の集約により対象製品の絞り込みを引き続き行いつつ、任意での届け出を依頼

○低濃度PCB含有の疑いがある製品の所有者または占有者に対する自治体による報告徴収を可能とする規定を検討

○低濃度PCB廃棄物については、新たに政令で定める期間内（保管開始から5年）の処分を新たに義務付け

取りまとめられた方針と検討状況②



PCB委員会とりまとめ (令和7年3月)

廃棄物処理制度小委員会 意見具申案

検討状況

使用中の低濃度PCB機器への対応（しじま）

(略)

○届出制度においては、煩雑になって自治体や申請者の事務負担を増やさないように、DX化も可能な範囲で取り入れることで情報の効果的・効率的な運用を検討する。

○廃棄物としての廃棄の届出後の一定期間としては、JESCO事業後に覚知された高濃度PCBの処理と同様に、原則3年以内と考える。また、処理するまでの間は排出事業者において適正に保管がなされるようにする必要がある。

○特にPCB換算で多量のPCBを所有・保管している者については、計画的な処理を求める。

○なお、低濃度 PCB 含有疑い製品を廃止・廃棄する際に、PCB濃度分析を行い、PCB廃棄物と確認されたものは、今後の判別に参考になる情報を集約するため、含有製品と同様に廃止・廃棄の届出後一定期間内に処理を実施することを求め、PCB非含有が確認された場合はその旨を届け出れば、対象廃棄物はPCB 特措法の対象から外れるようにする。

○今後、廃屋の解体等により発覚するPCB含有の電気機器のような、処理責任者が不在の低濃度PCB廃棄物が覚知された場合に備え、財産権との関係など法的な検討を行った上で、**廃棄物処理法に基づく行政代執行の規定を検討**する。

(略)

○低濃度PCB使用製品について、所有事業者に対して、**機器の紛失やPCBが飛散・流出することを防ぐための管理基準を定める**とともに、**低濃度PCB使用製品の他社への引継ぎ等により所有事業者が替わる場合は、都道府県知事への事前の届出を義務付ける**ことにより、確実に管理する仕組みとすべきである。さらに、**保管事業者や所有事業者の倒産等の個別事案への対応も想定した仕組み**とすべきである。

○所有事業者は、使用を止めて廃棄しようとする際には、現行の処分期間に係る規定を改め、**都道府県知事に届出の上、低濃度PCB廃棄物を一定期間内に、自ら処分又は処分委託をすることを義務付け**、現行制度と同様に、処分の状況を届け出る仕組みとすべきである。

(前頁に記載)

取りまとめられた方針と検討状況③

	PCB委員会とりまとめ (令和7年3月)	廃棄物処理制度小委員会 意見具申案	検討状況
低濃度PCB含有塗料を使用した建築物・設備への対応	<p>○建築物・設備自体は、公共インフラの橋梁や特定業種による工場のタンク等に使用されており、塗膜剥離後も建築物・設備自体は機能が維持されていれば管理を適切に行うことで使用し続けることができる。したがって、これらの建築物・設備の補修・更新の際に併せて、塗膜の剥離を計画的に進めるのが望ましく、以下の仕組みの導入を検討する。</p> <p>➢ 低濃度PCB含有塗料を使用した建築物や設備等を有する者（国、自治体、特定業種企業等）に対して、廃棄後の処理を含めた同建築物・設備の塗膜の管理計画の策定を行い、計画的な処理を促す仕組み及び事業承継・廃止時における管理の承継に関する仕組みの導入</p> <p>➢ 管理計画の実効性を担保するための同計画に基づく管理・廃棄処理の状況に関する指導を行うことができる行政指導等の規定の導入</p> <p>○これらの仕組みについては、同建築物や設備等の管理計画において、塗膜の飛散防止や、塗膜の剥離及び低濃度PCB汚染物の処分についても検討されることが想定されるため、同建築物や設備等の管理者に塗膜の管理計画及び処理計画の提出を求めることで、電気機器でいうPCB特措法の届出と同義として制度を検討する。</p>	<p>○低濃度PCB塗料が使用された建築物や設備等を有する者（国、自治体、特定業種企業等）について、既にその特定が進められていることを踏まえ、管理や廃棄の手順を策定するとともに、当該建築物・設備を所管する省庁と連携し、当該手順が遵守されるよう必要な措置を講ずるべきである。</p>	<p>○これまで環境省が実施してきた塗膜調査について協力する規定を検討</p> <p>○塗膜調査において、管理状況や剥離計画等の検討状況についても調査するよう、調査内容等を変更</p>

取りまとめられた方針と検討状況③



	PCB委員会とりまとめ (令和7年3月)	廃棄物処理制度小委員会 意見具申案	検討状況
PCB特措法の見直し (計画策定)	<p>○またこれまでPCB特措法において、大量に保管されている高濃度PCB廃棄物の確実かつ計画的な処理を進めるため、自治体によるJESCO事業での処理計画の策定や数量管理、それに伴う行政指導、行政処分・行政代執行の規定をおいてきた。しかしながら今後は、新たに覚知される少量で散発的な高濃度PCB廃棄物を新たな処理体制の下で確実に処理を進めることが重要になることから、高濃度PCB廃棄物の届出制度や保管基準の適用は堅持しつつも、使命を終えることとなる計画の策定や管理業務等、自治体の事務負担を軽減する観点からの制度見直しも併せて検討する。</p>	<p>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画については、上記の制度改正を踏まえ必要な改定を行うこととすべきである。</p> <p>○都道府県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定や、PCB廃棄物の保管及び処分の状況の公表義務については、都道府県によっては高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を処理する無害化認定施設等が存在していないこと、所在量がまばらであることから、全ての都道府県等に計画策定や公表義務を求める必要性は低くなっており、自治体の事務負担軽減のためにも廃止すべきである。</p>	<p>○PCB廃棄物処理基本計画は引き続き国が策定</p> <p>○都道府県のPCB廃棄物処理計画の策定の廃止を検討</p> <p>○DXツールを活用して届け出られたPCB廃棄物の情報や処理実績は国または委託された機関による公表を検討</p>